



浦添市カーミージー橋

- 1 令和5年度トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修会
- 2 貨物軽自動車運送事業の事故防止に向けた安全対策の徹底について
- 5 「整備管理者制度の運用について」の一部改正に伴う整備管理規程の改定について

- 7 陸運と安全衛生
- 10 軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区)
協会日誌(行事予定)
会員だより
防災備蓄用食品(菓子ビスコ)の寄贈を行いました

裏表紙 沖縄県交通事故相談所

令和5年度

トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修会

去る令和6年1月17日(水)、九州沖縄トラック研修会館5階にて、一般社団法人日本自動車車体工業会トレーラ部会の福西進一氏、中川朗氏を講師にお招きし「トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修会」を開催し、総勢26名の方々にご参加いただきました。

トレーラの適正な使用等に関しましては、国土交通省からの通達を受け、「自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」(平成27年5月1日付け全ト協発第61号(環))により、確実な保守管理の実施について周知徹底を図ることとしたところであり、また、先般、特例8車種トレーラに係る車両規制が緩和され、大型車両による輸送の効率化が図られることに伴う適正な使用等についての周知の必要性等を踏まえ研修会を開催することとなりました。

【研修内容】

- (1) トレーラのより安全な使用について(火災防止と車輪脱落防止)
- (2) 新たな特殊車両通行制度である「特殊車両通行確認制度」等、トレーラに係わる最新の関係法令改正内容の紹介とトレーラ輸送による輸送効率向上について
- (3) 実車実験動画で見るトレーラの横転抑制装置の有効性

以上の内容について、ご説明がございました。トレーラを使用している事業者の皆様には今一度研修内容をふまえトレーラでの安全輸送をお願いしたいと思います。



(一社)日本自動車車体工業会
左：福西 進一氏、右：中川 朗氏



講習会の様子

フォークリフト安全運転講習会

近年、フォークリフトが関係する事故が全国的に増加していることを受け、去る令和6年1月19日(金)、九州沖縄トラック研修会館5階にて、陸災防沖縄県支部と沖縄県トラック協会那覇支部の共催で「フォークリフト安全講習会」を開催し総勢51名の方々にご参加いただきました。

標記講習会では、トヨタL&Fカンパニー国内営業部 広域営業部 フリートマネジメント推進グループの麻生純男氏を講師にお招きし、実際の事故事例等を教訓に安全な作業を行うためのご説明がございました。



講習会の様子



トヨタL&Fカンパニー国内営業部 広域営業部
フリートマネジメント推進グループ 麻生純男氏

貨物軽自動車運送事業適正化協議会 出席者 各位

国土交通省物流・自動車局
貨物流通事業課
安全政策課
自動車整備課

貨物軽自動車運送事業の事故防止に向けた安全対策の徹底について

平素より国土交通行政にご協力いただきありがとうございます。

事業用軽貨物自動車（以下「軽貨物自動車」という。）の死亡・重傷事故件数の急増を踏まえ、貨物軽自動車運送事業適正化協議会においても安全対策の徹底に向けた意見交換を行ってきたところです。大量の輸送需要が発生し物流が集中する年末年始から年度末にあたり、改めて下記の事項について関係者に対し周知徹底をお願いいたします。

記

1. 運行管理の実施

- （1）貨物軽自動車運送事業者（個人事業主を含む。以下「軽貨物事業者」という。）は運行管理者を選任する必要はないものの、軽貨物事業者自らが過労運転の防止、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を含めた乗務前後における点呼、運転者に対する指導・監督等の運行管理を実施し、その記録を保存することが義務づけられています。なお、個人事業主であっても本義務の対象になりますので、自ら運行管理を実施し、その記録を保存することが求められます。
- （2）軽貨物事業者は、運転者の過労運転防止の観点から、他の運送事業者と同様に、運転者の拘束時間、休息期間、運転時間等について「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示7号、以下「改善基準告示」という。）」の遵守が求められています。なお、改善基準告示は、令和6年4月より新基準が

適用されますので、新基準も踏まえ、乗務時間を正確に把握し、運転者の適切な労務管理や健康管理を行うことが必要です。

(参考資料)

○自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（トラック事業者編）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

○改善基準告示（新基準）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

2. 安全運転の遵守

- (1) 軽貨物事業者は運転者に対し、酒気帯び運転をしないなどの道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定を改めて確認させるとともに、同法の実定を確実に遵守した運転を行わせるよう適切な指導を行うことが必要です。
- (2) 軽貨物自動車の事故の特徴である追突や出会い頭事故を防止するため、特に以下のポイントに気を付けて指導を行うことが必要です。
 - ・運転中にスマートフォン等を使用したり、カーナビの画面を注視しないこと。
 - ・交差点において一時停止の道路標識がある場合には、一時停止を遵守すること。また、停止線にて一時停止するだけでなく、交差点内が目視できる場所でもう一度一時停止や安全確認をしたり、十分に安全な速度で通行すること。
 - ・住宅街等見通しの悪い道路では、自動車、自転車、歩行者等が飛び出してくる可能性があるため、安全確認を怠らず通行するようにすること。

3. 点検整備の実施

- (1) 軽貨物事業者は、日々の軽貨物自動車の安全を確保するため、走行距離や運行時の状態から判断した適切な時期に、日常点検を行うことが必要です。
- (2) また、日常点検で点検する箇所より細かな箇所について、定期的な点検（12 ヶ月点検）を行うことが必要です。なお、点検の結果、不具合に至る可能性が高いまたは不具合がある場合は、必要な整備を実施しなければなりません。
- (3) 加えて、10 台以上の軽貨物自動車を保有する軽貨物事業者は、整備管理者を選任し車両管理を行うことが必要です。

(参考資料)

○自動車の点検整備

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/t1-2/index.html>

4. 適正な運送の依頼

- (1) 電子商取引（EC）市場規模の拡大に伴い、宅配便の取扱件数は令和 4 年度において平成 28 年度から約 2 割増加しています。

- (2) 軽貨物事業者が荷物の輸送を依頼される荷主（運送委託者）におかれましては、運転者の過労運転を防止するため、「拘束時間超過」、「無理な配送依頼」及び「依頼に無かった附帯業務をさせられる」等がないよう、適正な運送の依頼をお願いします。
- (3) 国土交通省が貨物自動車運送事業者の過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合、当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 64 条に基づく荷主への勧告の対象となることをご承知おきください。
- (4) また、国土交通省では、トラック事業者が貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為（長時間の荷待ち、依頼になかった附帯業務等）を荷主がしている疑いが認められる場合、荷主に対し、同法附則第 1 条の 2 に基づく働きかけ、要請等を行っており、本年 7 月からはその実効性を担保するべく全国 162 名体制で「トラック G メン」を設置しています。軽貨物事業者におかれましては、荷主との間で該当する事例がある場合、下記ホームページもしくは最寄りの運輸局等のトラック荷主特別対策室へ情報をお寄せください。

(参考資料)

- 荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集
(Web 経由での情報提供)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html

- 全国運輸局等トラック荷主特別対策室（トラック G メン）（電話での情報提供）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001620340.pdf>

以上



事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 4 日

貨物運送事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会長

「整備管理者制度の運用について」の一部改正に伴う整備管理規程の改定について

平素は当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 5 年 10 月 1 日付施行で「整備管理者制度の運用について」の一部改正がございました。依然として多発している大型車の車輪脱落事故をうけて、整備管理者の解任命令事由に大型車の車輪脱落事故が追加され、大型車を保有する事業者を選任されている整備管理者の業務及び役割にタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理及び自家整備作業要領を定めることが明記されました。

つきましては、上記内容を反映した整備管理規程を作成いたしましたので、内容をご確認いただき、新規定を参考に規程内容を変更してください。

※規程は、協会ホームページに掲載しております。

(協会 HP→トラック運送事業者の皆様へ→申請・届出・販売様式)

ホームページ URL : [公益社団法人沖縄県トラック協会 \(okitora.or.jp\)](http://okitora.or.jp)

QR コード :



お問い合わせ先：適正化事業課
TEL:098-863-0280

「整備管理規程について」新旧

新	旧
第2条（整備管理者の選任等） 1～3（略） 4 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名、所属及び補助する職務の範囲等について、別紙1に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。 5（略） 第7条（整備管理者の職務） （1）～（3）（略） （4）上記以外の随時必要な点検や適切なタイヤ脱着作業について、それを実施すること又は整備工場等に実施させること （5）～（6）（略） （7）日常点検表や点検整備記録簿、タイヤ脱着作業管理表（別紙2－1）及びタイヤ脱着・増し締め 作業管理一覧表（別紙2－2）等の記録簿を管理すること 第10条（日常点検） 1（略） 2 日常点検の実施方法は、自動車の点検及び整備に関する手引き（平成19年国土交通省告示第317号）及び自動車メーカーが定めた方法より実施するものとする。 第18条（大型車の車輪脱落事故防止措置）※車両総重量8トン以上又は乗車定員30名以上に該当する自動車を使用する場合は必須 1 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施するものとする。	第2条（整備管理者の選任等） 1～3（略） 4 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名、所属及び補助する職務の範囲等について、別紙に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。 5（略） 第7条（整備管理者の職務） （1）～（3）（略） （4）上記以外の随時必要な点検について、それを実施すること又は整備工場等に実施させること （5）～（6）（略） （7）点検整備記録簿その他の記録簿を管理すること 第10条（日常点検） 1（略） 2 （新設） 第18条（大型車の車輪脱落事故防止措置）※車両総重量8トン以上又は乗車定員30名以上に該当する自動車を使用する場合に限る 1 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を実施する場合には、日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施するものとする。
2 整備管理者はタイヤ脱着作業に関する作業要領※を定め、運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。 ※タイヤ脱着作業管理表（別紙2－1）で実施可能な場合は当該管理表を作業要領としてもよい 3 整備管理者は、タイヤ脱着作業を実施した運転者及び整備要員に対し、その結果をタイヤ脱着作業管理表（別紙2－1）及びタイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表（別紙2－2）に記録させ、整備管理者に報告させるものとする。なお、外注する場合にあっても作業要領に基づきタイヤ脱着作業が行われるよう依頼・管理するものとする。 4 整備管理者自らが作業を実施した場合には、整備管理者はその結果をタイヤ脱着作業管理表（別紙2－1）及びタイヤ脱着・増し締め作業 管理一覧表（別紙2－2）に記入するものとする。 5 整備管理者は、タイヤ脱着作業を実施した車両について、50km～100km走行後のホイール・ナットの増し締めに運転者または整備要員等を実施させ、タイヤ脱着管理表（別紙2－1）及びタイヤ脱着・増し締め作業 管理一覧表（別紙2－2）に記録してホイール・ナットの増し締めが確実に行われていることを確認するものとする。 第19条（点検整備の記録及び保存管理） 1～2（略） 3 ①日常点検記録、タイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表 1年以上 ②～③（略） 第27条（従業員の指導教育） 整備管理者は、点検整備等整備管理の職務に関する事項について、その周知徹底と知識の向上を図るため、運転者及び整備要員その他必要に応じ従業員に対して指導教育を行うとともに、その教育内容等を記録・保存するものとする。	2 整備管理者は、運転者及び整備要員に対して、ホイール・ボルト、ホイール・ナット、ディスク・ホイールの点検・清掃方法等について、周知徹底を図るものとする。 3 （新設） 4 （新設） 5 整備管理者は、タイヤ交換作業を実施した大型車について、50km～100km走行後のホイール・ナットの増し締めに運転者及び整備要員に実施させ、増し締めが確実に行われていることを確認するものとする。 第19条（点検整備の記録及び保存管理） 1～2（略） 3 ①日常点検記録 1年以上 ②～③（略） 第27条（従業員の指導教育） 整備管理者は、点検整備等整備管理の職務に関する事項について、その周知徹底と知識の向上を図るため、運転者及び整備要員その他必要に応じ従業員に対して指導教育を行うものとする。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑫

テールゲートリフターの取扱いに関する質疑応答です

Q1 テールゲートリフターは、年次点検、月次点検などの定期自主検査をしなければならないのですか。

A1 テールゲートリフターは、労働安全衛生規則第151条の75 第2号の「荷役装置」に該当しますので、同条に基づき作業開始前の点検を行わなければなりません。年次点検や月次点検は義務づけられていませんが、メーカーの取扱説明書に従った点検を行うように心がけてください。

Q2 ガスボンベを垂直式テールゲートリフターで積み卸すときは、作業者が一緒に乗って支える方が安全だと思われるがどうですか。

A2 どのような荷であっても、取扱説明書等でテールゲートリフター動作時の作業員の搭乗を認めていない場合には、人が荷と一緒に乗って荷を支えながらテールゲートリフターを操作することは、主たる用途以外の使用に当たる場合があります。

Q3 垂直式テールゲートリフターにはキャストストッパが無いものがありますが、昇降作業及び点検ではどうするのですか。

A3 昇降作業では、ゴム製のキャストストッパを使用して荷のずれを防止する方法があります。点検においては、キャストストッパの項目は省略してください。

Q4 テールゲートリフターの点検項目はありますか。

A4 テールゲートリフターが正常に作動する状態であることを確認するために、昇降板の昇降、展開、格納等の作動確認、昇降板や油圧ホース等の損傷の有無といった状態確認などを行う必要があり、具体的な点検項目については、テールゲートリフター特別教育用テキスト（テールゲートリフター作業者必携）の31ページ又はテールゲートリフターの安全作業ハンドブック5ページに記載しています。

テールゲートリフター日常点検項目

【 年 月 日実施】

1 作動確認（異音確認を含む）		正常	異常
① 昇降		☐	☐
② 展開・格納		☐	☐
③ キャスターストッパ (本体の亀裂、損傷、変形、腐食、スプリングのへたり、変形)		☐	☐
④ ゲートロック		☐	☐
⑤ チルトブロック（後部格納式のみ）		☐	☐
2 状態確認（本体の亀裂、損傷、変形、腐食、水平度（前後左右のねじれ））		正常	異常
① 昇降板		☐	☐
② 昇降板の折れ部（床下格納式のみ）		☐	☐
3 油圧配管、油圧ホース、油圧シリンダ		正常	異常
① 亀裂、損傷、腐食、劣化		☐	☐
② 接手のゆるみ、油漏れ		☐	☐
4 電気		正常	異常
① メインスイッチの損傷、機能確認		☐	☐
② 操作スイッチの損傷、機能確認		☐	☐
③ リモコンコードの損傷		☐	☐
5 ワイヤロープ（垂直式のみ）		正常	異常
① 索線切れ		☐	☐
② 損傷、変形、摩耗		☐	☐
6 緊急停止装置（垂直式のみ）		正常	異常
① 作動確認		☐	☐
② 亀裂、損傷、変形、腐食		☐	☐

【参考】潤滑状態の確認：グリース塗布は1か月ごと
※寒冷地では塩化カルシウムによる腐食が劣化要因になるため注意が必要である。

点検実施者

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑬-1

テールゲートリフター特別教育に関する質疑応答です

Q1 特別教育の講師になるための教育を受けた場合、教育を実施できるのは自社内だけで
すか、他社でも教育できますか。また、特別教育を受けた作業者が他の作業者に対する特
別教育の講師になることができるのですか。

A1 自社内での教育に限定するものではありません。また、特別教育の講師に資格要件
の定めはありませんが、安全衛生特別教育規程第7条の4に定める、テールゲートリフ
ターの操作の業務に係る特別教育の科目及び範囲を規定の時間実施するために、イン
ストラクター養成講座を受講した方に特別教育を行っていただくことを推奨します。

Q2 最大積載量2トン未満の軽自動車でもテールゲートリフターの操作には特別教育が必
要ですか。

A2 特別教育に関しては最大積載量の規定がないため、最大積載量が2トン未満の貨物
自動車であっても、テールゲートリフターによる荷役作業に従事する者には、特別教
育が必要です。

Q3 6ヵ月以上従事しているものに対する特別教育は、学科45分でよいのですか。

A3 学科教育のうち、「テールゲートリフターに関する知識」について、45分以上と
することができますが、「テールゲートリフターの操作に関する知識」と「関係法
令」の省略はできないため、学科教育は最低でも、3時間15分は必要です。

Q4 倉庫内での作業で、荷主の作業者が、テールゲートリフターの昇降板上に乗って荷を
支える行為でも特別教育は必要ですか。

A4 昇降板上に荷とともに乗って昇降しながら荷を支える行為は主たる用途以外の使用
であり、荷主の作業者であっても行ってはならない行為です。

テールゲートリフターを用いた荷役作業を荷主の作業者が行う場合には、当該荷主
の作業者もテールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の受講が必要です。

Q5 特別教育は2月1日以降実施すればよいのですか。一方、2月1日以降テールゲート
リフターによる荷役作業に従事する者には、いつ特別教育を実施すればよいのですか。

A5 2月1日以降は、特別教育を修了した者でないとテールゲートリフターを使用する荷
役作業に従事することができませんので、1月31日までに特別教育を実施しておく必要
があります。また、2月1日以降、テールゲートリフターによる荷役作業に従事する者
は、当該作業に従事するまでに特別教育を実施しておく必要があります。

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等一部改正のQ&A⑬-2

テールゲートリフター特別教育に関する質疑応答です

Q6 特別教育を受けた作業者には修了証の発行が必要ですか。誰が発行するのですか。

A6 特別教育を実施した者に当該特別教育に係る修了証を発行する義務はありませんが、受講修了者が例えば、荷主等に対して当該特別教育を受講していることを示すために修了証を所持していることは望ましいものです。

修了証は、当該特別教育の実施者（社内で実施した場合は事業主）が発行することとなります。

なお、陸災防では、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育受講記録を記載できる「テールゲートリフターの安全作業ハンドブック」を提供していますのでご活用ください。

Tale Gate Lifter Safe Work Handbook

テールゲートリフター特別教育受講記録

受講者氏名

学科教育

科 目	時 間	受講日	講習実施者
テールゲートリフターに関する知識			
テールゲートリフターによる作業に関する知識			
関係法令			

実技教育

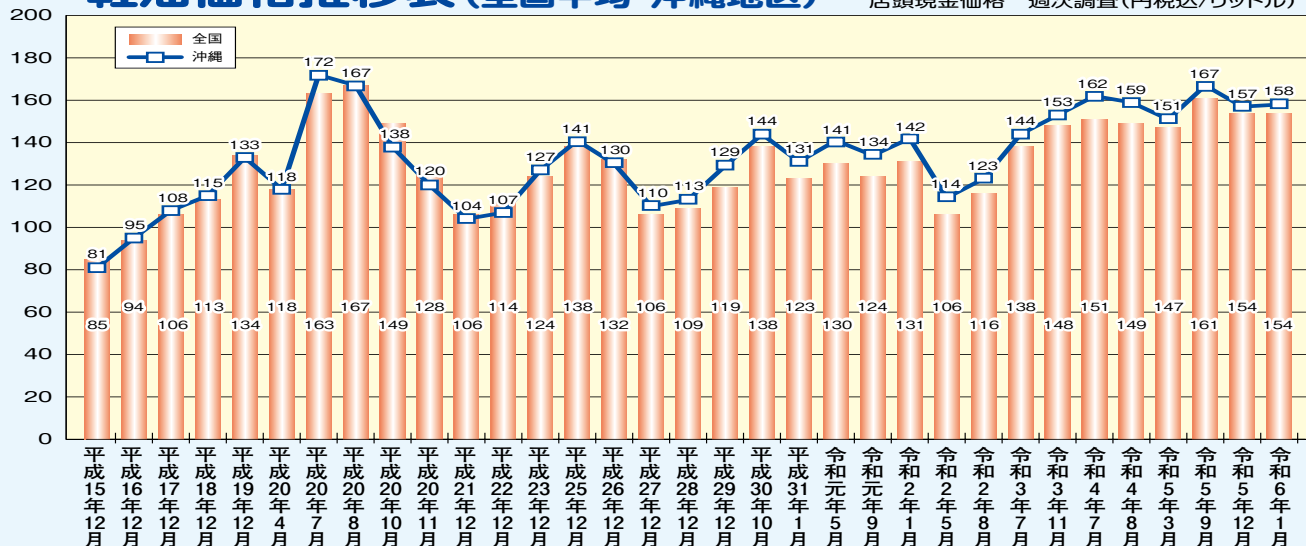
科 目	時 間	受講日	講習実施者
テールゲートリフターの操作方法			

Q7 昇降板上にある荷を卸す作業のみでも特別教育は必要ですか。

A7 キャスターストッパの操作も含め、テールゲートリフターの操作を全く行わず、昇降板上にある荷を卸す作業のみを行うのであれば、特別教育は不要ですが、厚生労働省は特別教育の受講を推奨しています。

軽油価格推移表 (全国平均・沖縄地区)

2024年1月15日 現在
店頭現金価格 週次調査 (円税込/リットル)



経産省資源エネルギー庁公表 小数点以下切り捨て

協会 日誌

2024年 2月行事予定

- 1 (木) 全ト協・労働安全・災害防止委員会 (全ト協) 13:30~15:30 / NASVAガイドライン (中小規模事業者向け) セミナー (ハイヤー・タクシー会館 3F) 13:30~17:00
- 5 (月) 沖縄労働局・労働災害防止団体等連絡協議会 (沖ト協 4F) 13:15~15:00
- 6 (火) 第3回隣接地活用検討委員会 (5F) 14:00~ / 全ト協: 交通対策委員会 (全ト協) 13:30~
- 7 (水) 九ト協各種委員会 (総務・物流政策・適正化事業・広報委員会) の合同開催 (福岡県ト協) 13:30~15:30
- 8 (木) 全ト協重量部会「経営者研修会」(広島県) 15:00~ / 災害時における支援物資に関する検討部会 (総合事務局 5F) 14:00~15:30 / 運行管理者試験対策講習会 (沖ト協 5F) 09:30~17:00
- 11 (日) 建国記念の日
- 12 (月) 振替休日
- 13 (火) 第1回九州ブロック重量部会 (福岡県ト協) 13:30~15:00 / 沖縄県交通安全推進協議会幹事会 (沖縄県総合福祉センター) 14:30~15:30
- 14 (水) 防災対策連絡会議 (総合事務局) 14:00~
- 15 (木) 輸送協力に関する陸上自衛隊との協定締結式 (那覇駐屯地) 11:00~13:00
- 16 (金) 全日本トラック協会青年部全国大会 (京王プラザホテル) 14:00~

- 20 (火) フォークリフト安全運転講習会 (5F) 14:00~16:00 ※予定 / 陸災防: 九州・沖縄ブロック支部長・事務局長会議 (福岡) 15:00~17:00
- 22 (木) 全ト協: 経営改善・DX推進委員会 (全ト協) 13:30~15:30
- 23 (金) 天皇誕生日
- 27 (火) 全ト協: 環境対策・GX推進委員会 (全ト協) 13:30~15:30 / 全ト協: 第79回広報委員会 (アルカディア市ヶ谷) ※予定 / 那覇商工会議所表彰式 (パシフィックホテル沖縄) 15:30~16:30
- 28 (水) 九州ブロック飼料・畜産部会 (福岡県ト協) 13:30~15:00

2024年 3月行事予定

- 1 (金) 助成事業等に係る実務担当者会議 (全ト協) 13:30~17:00
- 2 (土) 省エネ運転講習会 (沖ト協 4F) 09:00~16:00
- 4 (月) 九ト協: 専務理事会 (14:30) 及び理事会 (15:30) (熊本)
- 5 (火) 九ト協: R6年度事業者大会会場 (熊本城ホール) 等視察 (09:00~12:00)
- 6 (水) 第4回総務企画委員会 (4F研修室) 14:00~ ※予定
- 7 (木) 【全ト協】理事会・適正化本部長会議・政治連盟懇談会 (第一ホテル東京)
- 12 (火) 令和5年度労働セミナー (沖ト協 5F) 13:30~15:30
- 13 (水) 第6回理事会 (5F研修室) 12:00~ ※予定
- 15 (金) 初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修 (5F研修室) 08:50~16:30
- 20 (水) 春分の日

会員 だより

◆ 入 会 ◆					
事業所名/代表者名	電 話	F A X	〒	所 在 地	
(同) 荷川取運送	090-7154-4630	-	906-0105	宮古島市城辺字長間2118	
山田運輸	0980-83-0829	-	907-0002	石垣市字真栄里109 平真団地2-603	

防災備蓄用食品 (菓子ビスコ) の寄贈を行いました

当協会では那覇市と「津波緊急一時避難施設協定」を締結しており、協会施設の4階と5階が一時避難施設として指定されていることから、当協会では一時避難者用の備蓄品を保管しております。

また、消費期限が一年以内となった食品については、有効活用していただくため県内の福祉団体等へ寄贈を行っており、今回はビスコ9ケース (570個) をひとり親世帯の支援等をされている曙小学校区まちづくり協議会様及びほのぼのカフェ (こども食堂) 様へ寄贈いたしました。左記団体主催の子供向け防災体験イベント「リッカヤールキャラバン」内で子供たちに配布、またこども食堂にて活用していただけるとのことです。



飲酒運転の根絶!

飲酒運転関連状況(沖縄県) ※令和5年9月末現在

飲酒絡み事故発生件数

51件

前年同期比
19件増加

飲酒絡み事故死者数

4人

前年同期比
1人増加

飲酒運転検挙件数

840件

前年同期比
165件増加



令和5年
12月1日
から

事業所の飲酒運転根絶 取組強化

安全運転管理者は運転者の運転前後に
アルコール検知器
を用いてのアルコールチェックが

義務化

安全運転管理者



心がけよう
安全運転と安全行動!

歩行者関連事故及び 高齢運転者事故の増加!

歩行者関連事故・高齢運転者事故発生状況(沖縄県) ※令和5年9月末現在

歩行者関連
事故発生件数

354件

前年同期比
56件増加

高齢歩行者関連
事故発生件数

115件

前年同期比
27件増加

高齢運転者
第1当事故発生件数

446件

前年同期比
36件増加



自転車等に乗るときは ヘルメットの着用を!! ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった
人の約6割は頭部を損傷しています(平成30年~
令和4年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率
は、着用時と比べて約2.6倍も高くなっています。
自転車事故による被害を軽減するためには、頭部
を守ることが大変重要です。大人も子どもヘル
メットを着用しましょう。



自転車保険
にも加入
しましょう

※令和5年4月1日から 自転車乗車時の
ヘルメット着用が努力義務化されています

■ヘルメット着用状況別の致死率比較(全国) ※令和4年



「致死率」とは死傷者のうち死者の占める割合

沖縄ヤマト運輸×琉球ゴールデンキングス

交通安全クイズ

10問の○×クイズで学ぼう!

バーコードをよみとるか
下のアドレスにアクセスしてあそんでね!

<https://www.okinawayamato.co.jp/kotsuanzen/>



遊び方

交通安全クイズのWEBサイト
にアクセスしたら、青いボタン
をおしてはじめるよう!

クイズをはじめる

正しいとおもったら○ボタンを
おして、まちがいとおもったら
×ボタンをおしてね!



えらんだこたえが正しかったら
「せいかい」、まちがいなら
「ふせいかい」とでてるよ。

スマホでもあそべるよ!

沖縄県交通事故相談所

交通事故でお困りの方は、
沖縄県交通事故相談所へ

秘密厳守

無料

本所

場所 沖縄県南部合同庁舎5階(那覇バスターミナル向かい)
相談日 月曜日~金曜日(祝日等を除く)
相談時間 8:30~17:15
TEL.098-866-2185

中部
支所

場所 沖縄県中部合同庁舎4階(沖縄県中部保健所裏)
相談日 月・水・金曜日(祝日等を除く)
相談時間 8:30~17:15
TEL.098-939-7512